

# 下郷町農業経営持続化支援金

下郷町の農業者が、新型コロナウイルス感染症拡大の下において、農業経営を継続するために支援金を交付します。

## 1. 対象者

令和2年5月1日時点において、下郷町に住所(会社所在地)を有し、町内で農業を営んでおり、町税及び水道使用料の未納がなく、令和2年分の農産物の販売額が5万円以上である者

2. 支援金額	①認定農業者である法人	15万円
	②認定農業者・認定新規就農者	10万円
	③上記以外の農業者	5万円



しもごろー

## 3. 申請方法

以下の書類を揃えて下郷町役場農林課へ提出してください。

- ①下郷町農業経営持続化支援金交付申請書
- ②令和元年分の農業所得が分かる確定申告書又は住民税申告書の写し
- ③令和2年分の農産物の販売額が5万円以上であることが分かる書類  
〔 売り先の販売証明書、売り先の受領書及び入金分かる書類等  
※ ご自身で作成した帳簿等の写しは認められません 〕
- ④支援金の振込を希望する口座の写し
- ⑤本人確認書類の写し[運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)等]
- ⑥納税証明書 [今回に限り税務課で無償で取得可能です]

■ 令和2年から新たに農業経営を開始した場合や、継承等により令和元年の事業主から名義変更されている場合は、お問い合わせください。

## 4. 申請期間

令和2年11月30日(月) ~ 令和3年1月29日(金)迄

## 5. その他

- 自家消費のみの方は該当になりません。
- 申請書は下郷町役場農林課又は町のホームページから取得してください。
- 郵送での申請も受け付けますが、内容に不備がある場合は交付できませんので、予めご承知おきください。
- 申請は原則一世帯につき一度限りです。  
(経営を別にする場合は、それぞれ申請が可能です。)

## ■お問い合わせ

〒969-5345 下郷町大字塩生字大石1000番地

下郷町役場 農林課

電話番号 : 0241-69-1188